くじ引きの方法について

【くじの手順】

① 国税庁長官が指定する 13 桁の番号（以下法人番号という）の小さい順にくじ番号（０、１、２…）を付与します。

② 参加申込書に記載された「くじの数」（任意の０００～９９９の数字　未記載の場合は法人番号の下３桁の数字を使用する）を合算し、その合計額を当該参加者の数で除算し、余りを算出します。

③ 上記②の計算結果による余りと一致した上記①のくじ番号の参加者を受託者とします。

【例】「Ａ社」と「Ｂ社」が参加した場合

・Ａ社の参加申込書にはくじ番号「333」、Ｂ社の参加申込書には「800」と記載がある。

・Ａ社の法人番号の方がＢ社より小さかったこととする。

【具体的な手順】

⑴ くじ引きを執行する者が、「くじ引きの記録」に法人番号の小さい順に商号を記入する。

⑵ 「くじ引きの記録」に「Ａ社」のくじの数（333）「Ｂ社」のくじの数（800）を記入する。

⑶ 「Ａ社」と「Ｂ社」のくじの数の合計を計算し、「くじの数合計（ａ）」の欄に記入する。

333　＋　800　＝　1133

⑷ 「くじ対象業者数（ｂ）」は、「Ａ社」と「Ｂ社」の２者なので、当該（ｂ）の欄に「２」を記入する。

⑸ 「くじの数合計（ａ）」を「くじ対象業者数（ｂ）」で除し、その余りを「余り（ｃ）」に記入する。

1133　÷　２　＝　566 余り１

⑹ 余り「１」と一致する「くじ番号」の者が受託者に決定するため、「Ｂ社」に決定となる。